

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

大船渡市は、岩手県の南東部に位置し、リアス式海岸と天然の良港が生み出す豊かな地域資源を活かし、臨海型工業都市の形成を図るとともに、漁業や水産加工業が盛んに営まれ、工業・水産業のまちとして発展してきた。

大船渡市の人口は、昭和 27 年の市制施行以来、増加傾向で推移してきたが、昭和 55 年をピークに減少傾向に転じ、さらに、平成 23 年 3 月 11 日東日本大震災が発生し、多くの尊い人命と財産が失われるなど未曾有の大災害に見舞われ、地場産業や地域経済の低迷を余儀なくされた。

現在、「大船渡市復興計画」に基づき、市民生活や産業・経済の復興、都市基盤や産業基盤の再建など官民一体で懸命の努力が続けられている。一方、大船渡市の事業者のほとんどは中小企業者であり、少子高齢化、人口減少、若者の流出等により、生産年齢人口の減少が進み、深刻な人手不足に陥っている。また、このような状況が継続していくと、さらなる地域活力の低下も懸念されている。

このようなことから、長期的な視野に立ち、持続可能で自立した地域社会を創るため、「大船渡市総合計画」及び「大船渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、その実現に向け市民協働のもと施策を推進しているところであり、中小企業者の革新的事業活動による生産性の向上は、豊かな市民生活を実現する産業の振興を図るうえで、喫緊かつ重要な課題になっている。

#### (2) 目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、産業競争力の強化を図り、将来都市像「ともに創る 三陸の地に輝き躍動するまち 大船渡」の実現に向け、さらに経済発展していくことを目指す。

このため、計画期間中に 30 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率 3% 以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

大船渡市の産業は、工業、水産業を中心に卸売・小売業、運輸業、サービス業など多岐に渡り、多様な業種が大船渡市の経済、雇用を支えているため、これらの産

業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

大船渡市の産業は、駅周辺、臨海エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、大船渡市内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

大船渡市の産業は、工業、水産業を中心に卸売・小売業、運輸業、サービス業など多岐に渡り、多様な業種が大船渡市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

市税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。